

令和7年度公益財団法人やまがた農業支援センター
お試し就農移住体験実施要領

令和7年4月1日制定

1 目的

この要領は、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）が、山形県の農業に関心があり、山形県内において農業体験を希望し、山形県内において就農を志す者等を対象に、本県農業に対する理解醸成を図るとともに、就農地の選定等、就農に向けた意志決定に資することを目的として実施するお試し就農移住体験に関し必要な事項を定める。

2 事業対象者の要件

（1）体験者

次の要件を全て満たす者とする。

- ア 原則満18歳以上65歳未満の者。
- イ 原則県外在住者とする。ただし、令和6年4月1日以降に県外から山形県へ移住した者は対象とする。
- ウ 受入農家等と雇用期間の定めのある雇用契約を締結すること。
- エ 原則受入農家等でぶち農業・農村暮らし体験を利用していること。
- オ 過年度に本事業を6か月以上活用していないこと。

（2）受入農家等（助成対象者）

次の要件のいずれかを満たす者とする。

- ア センターの登録受入農業経営者であること。
- イ 新規就農者受入協議会の会員であること。
- ウ 市町村の推薦のある者。
- エ その他センターが認めた者。

3 雇用条件等

- （1）1か月の雇用労働日数が概ね20日以上の雇用期間の定めのある雇用契約であること。
- （2）令和7年4月1日以降に締結した雇用契約であること。
- （3）労働者災害補償保険に加入していること。

4 助成対象経費

助成対象経費、助成金の額及び助成期間は別表のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付する。

5 実施期間等

実施期間は、令和7年4月から令和8年2月末までを原則とし、具体的な受入期日は、体験を希望する者（以下「体験希望者」という。）の意向に沿って、1か月以上6か月以内でセンターが受入農家等と調整のうえ設定する。ただし、体験希望者は累計6か月を超えて活用

することはできない。

6 事業の実施

(1) 体験希望者の手続き

体験希望者は、原則としてセンターで就農相談を受けた後、申込書（別記様式第1号－①）を体験希望日の2週間前までにセンターに提出する。

(2) 受入農家等の手続き

ア 受入農家等は、原則として体験希望者がセンターで就農相談を受けた後、申込書（別記様式第1号－②）及び実施計画書（別記様式第2号）を体験希望日の2週間前までにセンターに提出する。

イ 受入農家等は、体験終了後7日以内に実績報告書（別記様式第4号①②）及び支払請求書（別記様式第5号）をセンターへ提出する。ただし、1か月ごとに助成金の受け取りを希望する場合は、1か月ごとの実績報告書（別記様式第4号②）及び支払請求書（別記様式第5号）をセンターへ提出するものとする。

(3) センターの手続き

ア センターは、体験希望者の希望内容を確認するとともに、受入農家等と受け入れ状況を確認のうえ、事業実施の可否を決定するものとする。

イ センターは、当該事業の実施を決定したときは、実施計画書（別記様式第2号）等を添付のうえ、体験希望者、受入農家等及び関係市町村に通知するものとする。

(4) 体験者（センターが事業の実施を決定した体験希望者）の手続き

ア 体験者は、体験の状況を1か月ごとに体験報告書（別記様式第3号）によりセンターへ報告する。

イ 体験終了後7日以内に体験報告書（別記様式第3号）をセンターへ提出する。ただし、体験期間が1か月の場合、アの体験報告書は省略できる。

7 受入農家等の役割

（1）受入農家等は、実施計画に沿って体験を実施するとともに、積極的に相談に応ずる等、就農に向けての支援を行うものとする。

（2）受入農家等は、体験期間中に怪我や事故が発生しないよう努めるとともに、発生した場合は、医療機関への搬送などの適切な応急措置を講ずるとともに、センターへの通報、状況の記録等に努めるものとする。

8 報告等

センターは、体験者、受入農家等から提出のあった体験報告書及び実績報告書の内容を確認のうえ、支払請求書に基づき受入農家等に対して支払うものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表

区分	就農移住体験者に支払う経費等の一部を助成
助成対象経費	<input type="radio"/> 受入農家等が体験者に支払う賃金 <input type="radio"/> 労災保険料
助成金の額	<input type="radio"/> 月額最大 100,000 円又は助成対象経費のいずれか低い額
助成期間	<input type="radio"/> 1か月以上 6か月以内